

栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜制度要綱

令和 7（2025）年 6 月 13 日

栃木県教育委員会

第 1 高等部の入学者選抜について

次に定めるところにより、入学者選抜を実施する。

1 高等特別支援学校

(1) 本検査

ア 入学志願資格

知的障害者のうち、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に掲げる障害の程度が軽度であり、公共の交通機関等により自力通学が可能な者とする。その他入学志願資格については別に定める。

イ 出願

(ア) 出願に要する書類

- a 入学願書
- b 調査書
- c 障害があることを証明する書類
- d その他必要な書類

(イ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

ウ 選抜の方法

(ア) 学力検査

国語及び数学について行う。

(イ) 面接

(ウ) その他必要な書類

エ 入学者の選抜

調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行う。

(2) 追検査

ア 対象者

本検査に出願した者のうち、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、かつ、追検査の受検を希望する者。

イ 申請手続

追検査の受検を希望する場合は、中学校長を経由して、別に定める期間に本検査の出願先の高等特別支援学校長まで追検査申請書に医師の診断書等を添えて申請する。

ウ 選抜の方法

本検査に準ずる。なお、学力検査等は本検査と同程度の問題を用いて実施する。

エ 入学者の選抜

本検査に準ずる。なお、当該高等特別支援学校の募集定員に含め、本検査と併せて発表する。

2 特別支援学校高等部（高等特別支援学校及び高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に掲げる程度の者とする。その他入学志願資格については別に定める。

(2) 出願

ア 出願に要する書類

- (ア) 入学願書
- (イ) 調査書
- (ウ) 障害があることを証明する書類
- (エ) その他必要な書類

イ 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(3) 選抜の方法

ア 学力検査

- (ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
- (イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語及び数学について行う。

イ 面接

ウ その他必要な検査

エ 学校長は特別な事情があると認めたときは、学力検査、面接、その他必要な検査の一部を免除することができる。

(4) 入学者の選抜

調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行う。

3 高等部専攻科（視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校に置くもの）

(1) 入学志願資格

障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に掲げる程度の者とする。その他入学志願資格については別に定める。

(2) 出願

ア 出願に要する書類

- (ア) 入学願書
- (イ) 調査書
- (ウ) 障害があることを証明する書類
- (エ) その他必要な書類

イ 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(3) 選抜の方法

ア 学力検査

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

イ 面接

ウ その他必要な検査

(4) 入学者の選抜

調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行う。

第2 幼稚部の入学者選抜について

次に定めるところにより、入学者選抜を実施する。

1 入学志願資格

障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者とする。その他入学志願資格については別に定める。

2 出願

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書

イ 障害があることを証明する書類

ウ その他必要な書類

(2) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

3 選抜の方法

(1) 面接

(2) その他必要な検査

4 入学者の選抜

面接その他必要な検査の結果等を資料として行う。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項において、年度ごとに別に定める。

附 則

この要綱は、令和9年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜から適用する。